日本書紀

三十

太政官文庫
和書門 類
八四九八 號
一九二 函
一〇 架
二〇 冊

内閣文庫
和書 類
八四九八 號
二〇 冊
一三 函
五 架

内閣文庫		
番號	和	8498
冊數	20(20)	
函號	137	46

国立公文書館
National Archives of Japan

廣辻氏藏書記

日本書紀巻第三十

高天原廣野姫天皇　持統天皇

高天原廣野姫天皇をさなきときハ鸕野讚良（うのゝさらの）皇女とまうす天命開別天皇の二はしらにあたりまする女なりおほん母を遠智娘（をちのいらつめ）〈またの名美濃津子娘（みのゝつこのいらつめ）なり〉とまうし天皇しつめやのましくして大度（おほきなるのり）ましくき天豊財重日足姫天皇三年に天渟（あまぬな）中原瀛真人（はらおきのまひとの）天皇に適（みあひ）て妃となりて

帝王の女にましませとも禮をこのみ
節倹をまもり母のいきほひましまし
天命開別天皇元年に草壁皇子尊
を大津宮に生ませて十年の十月に沙門
天渟中原瀛真人天皇にしたかひて
よし野に入みかとのそねみをさけさ
せ給ふ語は天命開別天皇の紀にみえたり
天渟中原瀛真人天皇元年夏六月
あめのぬなはらおきのまひとのすめら

みことにしたかひて難を東國にさけ
給ひいくさをやしなひもろくを給と
つて給ふまにともにはかりことをさため
めそれよりみことのりしてせき
ひと数万をくはりて諸要害の地に
をき給
秋七月にいくさのきみとやまとの軍
豪と一まに大友皇子をころして首
を傳て不破宮にまうつ二年に立て皇

后となりたまふ皇后もはじめより今に
いたるまで天皇をたすけ天下をさため
たまふつねに侍執たまふあひだにすなはち
言政事におよびてたすけおぎ
なひたまふ
朱鳥元年九月つちのえいぬの朔ひのえ
むまの日天渟中原瀛真人天皇かくれまし
皇后みかどまつりごとを（称制）きこしめす
冬十月つちのえたつの朔つちのとみ

日皇子大津みかどをかたぶけむとし
ことあらはれて皇子大津をとらへ
およびて并皇子大津のために
あざむかれたる直廣律八口のあそん音
橿小山下壹伎連博徳と大舎人中臣の
あそん臣麻呂巨勢のあそん多益須
新羅のほうし行心あはせて帳内砺杵
道作ら三十餘人をとらへたまふ
の日皇子大津ををさたのいへにみ

しむ時年二十四妃皇女山辺のひめみこ
かみをみだしてはだしにて殉しませ
みるものみなすゝりなきぬ皇子大津は天渟中
原瀛真人天皇の第三の子なり容止
たかくさかしく音辞すぐれあきらかなり
天命開別天皇にめぐまれさせ給ひ
ひとゝなるにおよんでわきまへ
く才学ありて文筆をこのみ
たまふ詩賦のおこりは大津のみこより

はじまれりひのえさるの日みことのりして
のたまはく皇子大津のみことはかりごとを
人とせらるあざむかれたる吏おほん
たち帳内もやむことをえて皇子
大津にしたがへはゆるしぬ従者のまさに皇子
大津に坐せらるべきもののみなゆるせ
ただし礪杵のみちつくりは伊津の
国にながさる又みことのりしてのた
まはくしらきのほうし行心みこ大

津のみやつこふさ人とせしはくさせし
つとも朕法になきさんにとしのひをとめ
さまひてひとさの国の伽藍をうめさ
十一月ひのとのとりの朔みつのえぬの日伊
せの神祠まゐてまつる皇女大来くゐて
うやこまいらうらに法のとのとしの日地震
十二月ひのとのうの朔きのとのとりの日
天渟中原瀛真人天皇のおほんこのみよ
つきまゐるもおうみもと五寺大宮飛鳥川

原小墾田豊浦坂田にまゐふらつ
のとらつの日京師のひとおひとこし
さるに布帛をたまはおの〳〵差あ
り
閏十二月法くしの大宰三国高麗百
済新羅のおほんさのおほこちら并
僧尼六十二人をさてまつるつゝとし蛇
大法かめのまさつましてともに死そ
元年春正月ひのえとらの朔皇太子満

ちきみち百寮人等をひきゐて殯
宮にまゐりて慟哭したてまつる
猶ものまうそはのき布勢朝臣御主人之
のひことたてまつる礼なりしのひことおへ
つて衆庶みねたてまつる次にはうした
ちらみねたてまつるここに奉膳紀朝臣
真人等奠たてまつる奠おへて膳部
采女等みねたてまつるうたまひのはう
さうつかふまつるこのくもすの日皇太

子公卿はくさく等をひきゐて殯のみ
やにまゐりてみねたてまつりたま
ふ梵衆まゐりてみねたてまつるみ
そさつの日京師の年八十より上はさ
ちくもひやまひ人まつしうしてみつから
ぬくとあたはぬものに絶綿をたまふお
のく差あるへきのくさうすの日直廣肆田中
朝臣法麻呂と追大貳守君苅田等と
をしらきにまゐりて天皇喪をはけさしむ

三月きのとのうしの朔つちのとのうの日をの
つからおもむきし高麗五十六人をも
てひたちの国にはんへらして田さづけ稟
さづけて生業やすらしむきのえさる
の日善漫をもて殯宮にたてまつるのふ
これを御蔭とまうすこの日丹比真人麻呂
誄さてまつる礼なりひのえいぬの日をのつ
からまうおもむきししらきの人十四人をもて
しもつけの国にはんへらせて田さづけて

さづけてなりはひやすらしむ
夏四月きのえむまの朔みつのとのうの
日つくしの太宰とのをのつからおも
むきし新羅の僧尼とよひ百姓男
女二十二人をたてまつるむさしの国には
んへらせて田さづけてさづけてなりわ
ひやすらしむ
五月きのえねの朔きのとのとりの日皇太
子公卿百寮人等をひきゐてもかりの

の宮にまうてすゝてみなきてまつる
ゐふこゑに隼人大隅阿多魁帥おのく
己のともからをひきゐてかはり
しのひことをたてまつる
六月みつのとのみの朔かのえさるの日つみ
人をゆるさる
秋七月みつのとのゐの朔きのえねの日に
ことのりしてのたまはくおよそ負(おへ)
債者きのとのとりのとしよりさきの

物は利なとりそもしすてに身を使
へし利はなとらしそかのとのひつし
の日隼人大隅阿多魁帥ら三百三十
七人にもののたまふおのくしなあり
八月ひのえさるの朔ひのえさるの日殯
宮に嘗すこの日青飯さてまつりひの
とのとりの日京城の耆老男女こそりて
のはしのそみてなきてまつる
つちのとのひつしの日天皇直大律

ふちはらのあそん大嶋ちよくさいし
黄書連大伴として三百の龍象大徳
ホをあつめてうちに請集せしめて袈裟
を人ことに一領ほとこしてまつりてのち
まさしくこれは天渟中原瀛真人天皇の
御服をとりてめくる所なりとみことのりの
ことはりくはしくいましめ給ふさよのふく。
らそ
九月きのえいぬの朔かのえね下の日国

忌斎をことやうのてらくに設をまうく
ひつしの日もちの日のこうやに設斎を
きのえさるの日志き王に金霜
林級倉金薩摹をとも級倉金仁述
大舎薩物信ホをまつりてまつること
をまうしさてまつりまさこときさ
てまつる学問僧智隆ちやうりていきも
をほくしのみことのちおほちら天皇
のうくれましゝことを霜林ホにつけて

の日さうかんなられ喪服て東にむき
て三たひおかみて三たひなきてまつる
冬十月のみとのうの朔ろのえねの日
皇太子きちきみたち百寮人なるをひ
に諸国司らや法さらちをよひおほんさ
つし男女をひきゐてもしめて大内
のみさゝきに法のしむ
十二月つのとのうの朔のみえねの日直
廣参路真人迹見をもて新羅人に

饗たまふ勅使とらんとし大とし丁亥
二年春正月のみえさうらの朔ひつきの
みとに御百寮の人たちをひきひて
ひかの宮にまうてゝまいりてをかみて
まつる法のみとのとみの日梵流をゝ
のみやにふみてまつるひのとみのうの
日うゑわなるき大會を薬師寺に設さ
ふらつのえむさの日天皇のゝくれまし
とゝとさつきの金霜林ほにのさまふ

こんさうそんにそれちゝ三さひ哭さ
てまつる
二月のえとの朔のとのうの日太
宰新羅のみつきをさてまつるこのね
しろのかね鉛布かいあしわかめの
さくひ十餘物なしひは別にさてまつる
佛像くさくの新鉛とをむさのさくひ
十餘種をとひ霜林のさてまつれるこる
しつるわ粉色くさくのめつらしき物

あはせて八十餘物さてまつれる法ちの
とのいの日霜林法くしの館に饗
さまさる物さまふとおほく差あり
きのとのとの日みとのゑしてのさか
ちく今はゆくさき国忌日にあける
ことにのりしまそ許そくし法ちのえむか
の日霜林まゐる
三月法ちのとのひつしの朔法ちの
とのうの日妻儛をもてしうわの宮に

たてまつる菅原朝臣大鳴しめひと
たてまつる
五月法ちのとむさの朔きのとのうしの
日百済の敬須徳那利とりて甲斐国よう
そ
六月法ちのく弥の朔法ちのくいぬの日み
ことのりしてのたまはく天下の緊囚極刑
をしして本の法に一等つみさしめへる
きとられ人をみれこれをゆるす

天下をもしてことしのみつきめのみれ
なうもへ入さしめよ
秋七月ひのとのうの朔ひのとのうの日天
雲をも旱なりひのえ弥の日百済のほう
し道蔵よおほせてあまこひせさし
むあしきこんより あまてあまめく天
下に雨ふる
八月ひのとのみの朔ひのえさるの日たかの
の宮に幸してまつりことよ

大伴宿祢安麻呂誄してまつりひのとの
とりの日直大肆伊勢王におほせごと
して葬儀のことをはかりたまふみづのとの
みの日耽羅王佐平加羅をまうして方物
をたてまつる
九月ひのえうまの朔はちのえとらの日耽
羅の佐平加羅らに館に饗さ
ましめ物たまふことおのおの差あり
冬十二月ひのとのうの朔はちのえいぬの

日皇太子まうちきみたち百寮人等と
諸蕃賓客とをひきゐて殯宮に
まうでてまうでてしのびごとまつる
こゝに奠してまつりて楯節の儛まうちき
みたちおのおのおのが先祖の仕へ
まつれるさまをあげてたがひにしのび
ごとしてまつるつちのとのひつじの
日蝦夷百九十餘人調賦をさゝげてしのび
ごとしてまつるきのとのうしの日

布施のあそん御主人大伴のすくね御
行さうしに誄したてまつる直廣肆当麻
真人智徳皇祖等のひつきの次才禮
ゐやことをしのひことたてまつるいにし
へにいふ日嗣とまうすなりつひに大内の
陵にはふりたてまつる
十二月きのとのとりの朔ひのえさるの日
蝦夷の男女二百一十三人飛鳥寺の西
の槻の下に饗たまふよて冠位をさつ

け物たまふこと差あり
三年春正月きのえとらの朔天皇
万国を前殿に朝しむきのとのうの
日大学寮杖八十枚たてまつるひのえ
たつの日みことのりしてのたまはく務
大肆みちのくに優嗜曇郡の城養脂利
古男麻呂と鐵折と鬢髪をそりて沙
門とならんとまうしてみことのりしての
たまはく麻呂はわかうして閑雅を

それによりてくさひらまうまて戒をさ
めつゝしむことこもんとおもむきまうまて不
のまよく出家しておこなふへしと
のちまつりかのくさるの日とものあか
まうしてまちきみらち袍とこふ
つのともの日新羅の使人田中納言
法麻呂等新羅しりかへりまうてつのといぬ
の日出雲の国司みこともちおみことのりしす
風浪よあつる蕃人を上るへしとよ

日越の蝦夷法師道信よりほとけの
像一はしら灌頂の幡鐘鉢おのおの一口
五色綵おのおの五尺まつる五色めの一
十端鍬一十枚鞍一具さうつかはさし
のみことのり粟田真人朝臣より隼人一百
七十四人なにひよ布五十常らしのか
八六枚あてのうは五十枚さてまつらしち
のんさいの日文武官人薪さてまつ
るはちのともの日百官人等に食

あらくわつのとめひつしの日天皇や
し賀の宮よりてまそきのくにいぬめ
日天皇よしのゝ宮よりくわのふ
二月きのえさるの朔ひのえさるの日みこ
とのりしさすはくはくしの防人とし
うきわみちいつよはちのとゐとわの日
浄廣肆竹田王直廣肆土師のすくね
根広呂大宅のあそん広呂ふぢもとの朝
臣史務大肆当麻真人楯井ほつしの

あそん山守なつとみの臣広呂巨勢のあ
そん多益次大三輪のあそん安麻呂と
めて判事となせり
三月えつのとゐのうしの朔ひのえとらの
日大よ天下よはぢしゆるさるゝをしつる
のゆるしはゆるさし仏所はゆるさぬ例は
あらそ
夏四月えのとのひはしの朔つのえと
らの日投化新羅人ともて志もはぢとめ

国にちやうしむきのとのひつしの日皇
太子草壁皇子尊かんさりましぬみつ
のとりの日新羅より級飡金道那等
をまうして瀛真人天皇の喪をとふ
らひさてまつるならひに学問ほうし
明聡観智等をおくりさてまつる別に
あかゝねの阿弥陀のみかた金銅のくわん
せおん菩薩のみかた大勢至ほさつの像
おの〳〵一はしら綵帛にしきあやを

さてまつるきのえさるの日春日王み
うせませぬひのとのとりの日諸司に
みことのりして仕丁一月に四日ゆるし
給ふ
五月みつのとのうしの朔きのえいぬの日
土師宿祢根麻呂におほせてしらき
のとふらひ使級飡金道那等に
みことのりしてのたまはくおほみこ
ともちのすけのまうちきみみこと勅

とうけたまはりてのたまはしむらく二
年に田中朝臣法广呂等をまうして大
行天皇の喪をあひ告さしめし時
新羅まうさく新羅のみことのりうけさけ
たまはる人はもとより蘇判位をもちゐ今
まさに尓をかへさんとまうそこれに
よて法广呂等に宣し奉らしてみことの
りを告おもむくことをしさきの事と
いふこともの　難波の宮におほもとして

天下しろしゝ天皇のへさらましゝとき
巨勢稲持等をまうして喪を告さ
しむる日翳飡金春秋みことのりをう
けたまはりき、さるを蘇判をもてみこ
とのりをうけたまはらんといはゞ前
なほちかきさきの事にたかへるなり又近江
の宮に天下しろしゝ天皇のへさ
りましゝ時ひとりの告飡金薩儒等
をつかはしてとふらひさせてまつりし

しかるを今級滄をとりてとふらひさ
てまつるまさおの事よさのつわ文新
羅りとよりまうしてすうさく我国ハ
日本の遠皇祖の代より軸をなかく
織をはさきもしてたうくさてまつとし
国なりわかうるは今一艘まさ故典あるさ
うつわ文まをしこりさく日本の遠皇
祖の代より清白心をもて清うくさてす
清めておほんみちをまめこころをたくし

本職より宣揚しうるときよきこころをと
やぶりていたまりて幸媚ることをとうしむ
うみゆへり調賦と別よさてまつれ
るもののをなしよゆいるさめてりて
くれまうれハ我国家の遠皇祖の代
よりひろく汝ホをめくみ徳多ゆ
へうきそ敬いよく清とめいよく清し
みおちのしこまつてその職任をおさめ
て法度よしきひてまつりんものハ天

朝にまゐりくひろくめくみさすはん
のみ汝乃等ふみことのりしたまふこ
とをうけさすもて汝ら王はのへさて
まつれ
六月みつのえむまの朔衣裳とつく
しの大宰等にたまふみつのとの
ひつしの日皇子施基直廣肆佐味
のあそん宿那麻呂羽田のあそん斉勤
廣肆伊余部のむらし馬飼調忌寸老人

務大参大伴のすくね手拍と巨勢のあ
そん多益須等をもてよきことえらぬ
つかさにまけてかのとうしの日もろこし
の続守言薩弘恪等にいねをたまふおの
おの差ありみとのうしの日大宰粟田
真人のあそん等はみことのりしてのな
らひほうし明聡観智等をもてわたを
しらきの師友におくるおのおの一百四十斤
さうつきのとみとの日つくしの小郡

に新羅のこゆつかひはつかひ金道那ホ
に設さまひ物さまふことおのおのしな
あり。のちいぬの日諸司に令一部二十二
巻をわかちさつく
秋七月みつのえねの朔みちのくの蝦夷
沙門自得請まうしてホの金銅のやく
し佛のみかた観世音ほさつのみかた
おのおの一軀鐘娑羅寶帳香炉幡等
の物をさつけたまふつちのえの日新羅のこ
ゆつかひはつかひ金道那ホまかりかへるひのと
うしの日左右京職をよひくにくにのみ
こともちにみことのりしていふ射なら
ふ所をつくらしむみつのえひつしの日偽
兵衛かはちの国志紀川のこほりの人柏
原の廣山をとさの国になかさる追廣
参をもて偽兵衛廣山をとらへたる
兵衛生部のむらし虎にさつけたま
ふきのえいぬの日我のえうし八釣魚ホ

りのさまふことおゝくしれあり
秋八月みとゐこの朔こうつのえむまの
日百官神祇官によまうこわりて
天神地祇のことを宣さてまつらる
へさうの日天皇よしのゝやまいてまし
ひのくさうの日きれめりうわそる
ことを彦の国武庫のうみ一千歩のうち
きの国阿提のこほり那耆野二万頃い
うの国いかのこほり身野二万頃よいり

しめやめて守護人をおきてきち
の国大島のこほり高師の海まるそう
ぬひのとのとみの日まちきみさちまさ
ままのゐふことおのく羲あつりのとめ
うしの日伊豫の指領田中のあそん
法戸呂ホよみことのりしてのさまく
さぬきの国御城のこほりまえさゆし
白鷹よろしくそれちなよつしらう
のとのうの日観射

閏八月のみとみいの朔のみくさうみの日
諸国にみことのりしてのたまはく
今冬戸籍つくらしむべし九月
をかぎりて浮浪をさしとらへ
しその兵士を一国ごとに四まうち
てその一をさらしめて武のことをなら
はしめよひのとみうしの日浄廣肆
河内王をもて筑紫の太宰帥とし
し兵仗さづけさずひなつもひ物さず

直廣壱をもて直廣貳丹比の
真人嶋にさづけて封一百戸をまし
て前のとまをもひ
九月のくさ川の朔ちのとみうしの
日直廣參石上朝臣麻呂直廣肆石川
のあそん虫名等を筑紫にまかして
くらのふくつかはさしむ新城を監
さしむ
冬十月のくいぬの朔のくさうみの日

天皇このやまとの城よいてまきのみと
のひつしの日ちよくをもし下野毛(しもつけ)
のあそん子麻呂奴婢(やつこ)六百口ゆるさん
とおもふとまうせてまよゆるさる
十一月つちのとのうしの朔ひのくいぬの日
市中よ迫廣貳高田首石成(こうこのとうと)か三の兵
よなをくうことをはめて物をうつわ
十二月はちのとのとわの朔ひのえゝ
はゐの日双六をいましめ(め)やむ

四年の春正月はちのくとうの朔物部
麻呂のあそん大盾(たて)をたつ神祇伯(じん)
中臣大嶋朝臣天神(あまつかみ)の寿詞(よごと)よむ忌
部のすくね色夫知かみのしるし(璽)(剣)
ちの(鏡)かみを皇后にたてまつるあす
はひつきにまうしめむし御百寮
はるなみておかみをてまつまつら
はちのとのみ日まちきみたちはの
さく朝おかみまゐことむつきの流

いかちのよそひのことし丹比嶋真人と
布勢御主人朝臣と騰極よろこふとや
うそつのくらゐの日まうちきみたち
に内裏にとよのあかりしたまひくさ
の日まうちきみたち内裏にとよのあかり
まし給ひて衣裳たまはるのち
さいの日百寮薪たてまつる
むまの日大に天下につみゆるさし
給ひのゆるしにのかれさる所はゆるさ

例にあらすそ位ある人に爵一級たまふ
又鰥寡孤独篤癃まつしくてえ
みつからいさる物のまぬにものをたまひ
調役をゆるし給ふひのとのとりの日
解部一百人をもて刑部省に拝その
へねの日幣をうちつくにのあまつかみ
くにつかみにあちまつりをたまひ神
戸田地をましたまふ
二月清ちのくさるの朔つちのえねの日天

皇胘上の坡よいてまして公に大夫の
馬をみそなはしつちのえむまの日新
羅のほうし詮吉級飡北助知ら廿
人帰地きのと酉の日天皇よしのゝみや
りいでましひのえとらの日おほうちよ
設訴をそろのしさるの日まうおもむき
しきのみ韓奈末許満ら十二人をと
てむさしの国にすへしむ
三月ひのとのうしの朔ひのえさるの

日京とうちつくにの人のとし八
十より上なるものおよひ鳴のやまひ人
ことに二十束さつけたまふその位あるもの
はぬの二端を加へたまふ
夏四月ひのとのひつしの朔つちのとの
とりの日使をまたして廣瀬のおほ
いみと龍田の風のかみとをまつ
らしむかのとのうしの日京と畿内
との耆老耆女五千三十一人にいね人

ことし二十束さらへあるのくさうるみ日みこ
とのゝしてのたまはくつかさくの人
たとひ畿内の人なりともあまりのは六年
をつきれ位なきものゝ年をかさねて
そのほうのすゝみまゐる日をはかりて九等
あたへひさゝめて四等より上のつかさは
先仕令のまゝよその善家切能をとり
つてうちつきのゝ大小をさためて冠位
を授くそれみかところのは浄大壱より

下のつかさ廣貳より上のつかさはぬかつ
らさき浄大参より下つかさ廣肆よ
り上のつかさはあかむらさき正八級はあ
かむらさき直八しれは緋勤八級はふ
かみとり務八しるいあさみとり追八級
は深縹進八しるいあさはなだ別は浄
廣貳より上のつかさは一畐一部の綾羅
おくさしたちゆるしとゆるさせて浄大
参より下のつかさ直廣肆より上のつかさ

国立公文書館
National Archives of Japan

八一岡二郎のあやうきものふくさくよ
わちゆきときゆるまて倚の上下よハ
しりちみよ帯白袴そのほのハつめ
こゝしはちのくさつめ日はしめて雨
よ祈雨を尋なわ
五月ひのくみの朔はちのしとしの日
天皇よし岐の宮りいてまそきめと
のとわの日百済の男女二十一人まうお
もしくめてとしの日おほうちにたし

め安居講説
六月ひのくむすの朔のみとみいの日天
皇さうせよいてまそのくむすめ日
あまのく位ある者をめしてくみめ位
ほいてと年歳とを唱知
秋七月ひのくみの朔まちきみくち百
寮人等よしめてよいしきみとところ
わきうはちのとしの日幣を天神地祇
よあつちまうし法のめくさいの日皇

子高市をもて太政大臣となし正廣
参なる丹比の真人嶋をもてみ
ぎのおほいまうちきみとなしぬならひに
八省百寮みなうつしたまふみづのとのみ
の日太宰国司らみなうつしたまふみ
つのえさるの日みことのりしたまはく公
卿百寮ありてくらゐある者は今よ
りゆくさきは家の内にて朝服ときて
門あかさるさきに参上しめよ事

らし昔は宮門にまうでて朝服をきく
さるへきなしさるの日みことのりし
てのたまはくおほよそみかとのくらゐに
のほりてはみのふに親王は常の
ことし大臣と王とはまつりことの
まへにて二王より上はくらゐをくたりて
おりてひさまつけつちのとのうし
の日みことのりしてのたまはく朝堂
座上にみまさはく大臣はしきゐをと

勤てひさまゐりけるの日絁綿布
たまひて七寺の安居の沙門三千三百
六十三人にくはへさせ給ふ別に八つき
のみこのみために三寺の安居沙門
三百二十九人にくはへさせ給ふこれの
とのしの日使者をたてまつりて廣瀬
の大忌神とたつたの風の神とを
まつらしむ
八月きのとのうの朔はちのしさうの

日天皇よし野のみやにおいてまつりき
のとのうの日まうでおもむきし新羅
人ともてまつこの国にかへ
らしむ
九月きのとのいの朔諸国にみこと
のりしてのたまはく およそ戸籍
はくるとは戸令のまくなかりきのと
のとりの日みことのりしてのたまは
く朕きみくすめぐりいてまさんと

おほせて故ことしのみさとの田租口
賦をおさめてひのとゐいの日天皇き
のくにいでましてひのとのとりの日
もろこしの学問僧智宗義徳浄願
軍丁筑紫の国の上陽咩郡大伴
部博麻新羅のおくりのつかひ大奈
末金高訓等にしたがひてつくしに
まうでいたるつちのえいぬの日天皇き
の国よりかへりおはしまして

冬十月きのえたつの朔つちのえさる
の日天皇よし野の宮にいでましてみつ
のとのうしの日もろこしのものならひ
ほうし智宗等みやこにいたるつち
のえむまの日使者をまだしてつ
くしの太宰河内王等にみことのり
してのたまはく新羅のおくりつかひ
大奈末金高訓等に饗せんこと学士土
師のすくね甥等をおくりしてまつる

しもくのはらからの例になぞらへてて
は泊きくものきまふ、と一にみこと
のりのいのちまくさいとのうしの日
軍丁ちくしの国上陽咩郡の人大
伴部博麻にみことのりしてのたまひ
けく天豊財重日足姫天皇七年に
百済をすくふえきに汝もろこし
のいくさのためにとらはれて天命開
別天皇三年にいたりて土師のむらし

富杼氷連老ちくしのきみ薩夜麻
弓削のむらし元実児四人もろこし
人のたくむ所をまうさんとおも
へとも衣粮なきによりて達ことかなハ
さることをうれふここに博麻土師富杼
等にかたりていはく我汝とともに本
朝にまうおもむかんとおもへとも
のせなきによりてともにえゆかす
ねかはくは我身をうりてこれを衣食

まあそん岡柿本悼広かそのこひの
任よみのとよとつけさてまつかぬ汝
ひとかひさしくひとのくらゐ
とくすることし今は三十年朕のみかとを
さつとみゝ国を愛ておのかみとうと
て忠なるこころをもあきらそことをよ
ろこふ故贈大将のくらゐなをしひり
絶五疋まろ一十屯ぬの三十端いね一
千束水田四町をさうつきそのか水田を

曾孫よいたるせ三族おほせ法役ふることを
ゆるしてすてのいろいろをあらは
しなすこのしさるの日高市皇子の
原のみやところをしみそれまて出郷百寮
みなましさくか
十一月きのしいぬの朔のくろの日
ちくか法ゆひ金高訓等よこさあさ
まふおのく義あかきのしさるの日
みとのかをうけさまそつてもしめ

てえかの歴と儀鳳のこよみとを行
十二月みつのとのうの朔きのとのし
の日ちとくわんをひ金高訓ホまかうく
ろきのくとらの日天皇よし野のみや
にいてまそひのしらつの日天皇よしの
の宮よわくわいらわ給ひのとみのとわの
日天皇ぬちきうにいてまして宮地と
らそなはそて公卿百寮みれおほ人とも
ましさうかきのとのうしの日すちき

みさちよわ下はつさまさまりめさ
まふおのくしゆあわ
五年春正月きのとのとりの朔親
王諸臣内親王女王内命婦ホにくらゐ
ら外とさくわはちのとのうの
日まちきみうちにゐ飲食衣裳下
うつわ優正廣肆をと百済王余禅
廣直大肆をたんけうやうく 遠宝良虞
よなんてんをまゐうつをおのく 南典

美あかきのとのうちの日封とま
しいまふ皇子高市よ二千戸あ
よ通せ三十戸ちかくたまよ皇
子穂積よ五百戸浄大参よ八十
百戸あよ通ハ五百戸しかくさ
うさん、みきのおほいまちきみ丹比
嶋真人三百戸あよ通ハ五百戸正廣
肆くさしのこほし禅廣よ百戸
あよ通せ二百戸直大壹布勢御

主人のあそん大ともの御行のをく
ほとよ八十戸あよ通ハ三百戸ある
ほか封ますことおのく美はりひの
へいめの日みことのりしてのまは
く直廣肆はくしのふひと益はく
よのみことのりのはるるふんひ
とよねしよかこのうる今二十九
年あきらけきまちこうつとめて
あてうゆまそこのゆへよ食封五

千戸絶十五疋わた二十五屯ぬの五
十むらいね五千束たまへりつちの
えの日天皇よし野の宮にいてまし
ますきのとのひつしの日天皇よし
の宮よりかへり給
二月きのとの翔天皇まちき
みたちにみことのりしてのたま
はく御等天皇の世より佛殿経藏
をつくりて月ことに六斎をおこなへ

つね天皇時ゝ大舎人をまゐらして
とはせたまふ朕か世にもまたかくの
ことくせよ故いそきうろをとめて佛
の法をさてまつくしこの日官
人は位記を授さまふ
三月つちのえさるの翔きのえいぬの日
まちきみたちは西のまつりことゝの廰
あこよのあわしのふひのえねの日
天皇公私の馬を御苑にみそなはして

ミつのとみみの日みかとのみかしてのこ
まはくおほんたから(百姓)あつて才
兄のさめようしては良(おほんたから)よし
こゝくりし子父母のさめようし
まは賤よしうくめし准貧信(ろうまく)
よ賤(やつこ)り没(いれ)うつりかはかけんさのうり
ちゝくその子奴婢(やつこ)よ配(くは)とといふ良
とも所生いまみれ良(おほんたから)りしさく
夏四月みとみうしの朔みゝとみの

してのたまはくめし氏祖(うちのおや)の時よゆ
ろゝされうる奴婢(やつこ)をてよ簡(ふた)のそられさ
らはその眷族(やから)ホまたうつさくて我
奴婢なおひといふことなされし大学(ふんや)のさ
合せ上村主(かうちすくり)くろまり大税(おほちから)一千束を
うひてもてその学業(ならひ)をすゝめまそ
みとゝのいの日使者(つかひ)をまうして廣瀬
の大忌神(おほいみのかみ)とたつたの風の神とを
まつらしむ ひのえたつの日天皇よ

しのゝ宮にうつり給
五月みかどのひたしの刹みかどのう
の日百済の淳武徽王からのしさうみ
としのいさおをほめて直大参の
くらゐをさつけよって絶布さう
たまふ
六月京師をはじめおほくのくに郡国〃
雨もふらすかはちのくにの田みかとの
してのたまはくこゝに変隠雨節に

あやまてりおそくいかりましてなよか
もしひとやうみん夕よいくみてあまさ
よいくらまてうれくおそれてみ竹忽を
おほふそれ公卿百寮人ゝよりおほせて令
酒完をいましやめて心をおさめあやま
ちを悔さしむ京をはじめ畿内のてら諸寺
てらのほうし梵衆をあつめさする五日経
をよましむへしこいのちもくいにあるしあ
人ことに四月より雨ふらぬつ月よ

いまもかのとのひつしの日大に
天下にはゆるし給ふたゞし盗賊
はゆるさずあとにならはず
秋七月のみつのえさるの朔みつのえさるの
日天皇よし野のみやにいてましこ
の日いよのみこともち田中のあそん法
麻呂ら宇和のこほりの御馬山のしろ
かね三斤八両鉑一籠をたてまつる
ひのへいぬの日まちきみたちにことよ

あるひしてよて朝服をたまへるみのと
のこの日天皇よし野よりかへり給ふきの
えさるの日つかひをまたして廣瀬
の大忌神とたつたの風神とをまつら
しむ
八月かのとのゐの朔みのとのゐの日十
八氏　大三輪　雀部　石上　藤原　石川　巨勢　膳部
穂積　春日　上毛野　大伴　紀　阿信　佐伯
采女　平群　阿曇　羽田　にみことのりしてその祖
伴
等の墓記をたてまつらしむるものと

ゑの日らうひをまうしてまうさの
かせの神たつのゝ須波水内ホの神とや
つらむ
九月はちのとのみの朔らのくさうの
日音博士りうらうの続守言薩弘恪
書のものせうしの末士善信よし
ろのよみをさうつわ人二十あひのとの
うしの日じやうさいさん皇子かうと
しま豊みのとのうの日直さいさんを

まて佐伯のすくね大目に贈さまふれ
らひにきふわものさうつわ
冬十月はちのくいぬの朔日蝕あゆき
のとのみの日みとの里しての下
ちくれによりて先皇の陵戸ハ五戸に
上をけらのはまの王等いるちわあわ
しひとあハ三戸をあもし陵戸さ
らきハ百姓をもてあてゝそのおほせ
はのふゝと三とせに一たひかうくゆ

みせのゝくいぬの日畿内ちくしひ諸国よ
長生地おのゝゝ一千歩をはうなこみ
四天皇よし野の宮よいてまてひの
とゐこの日天皇よし野よりかへり
なきのとゐの日伏者をまつりて新
益京をいはひまつらしむ
十一月なちのとうの日大嘗神祇伯
中臣のあそん大嶋天神のことほきよ
めりうつのくしとうの日まちきこし

ちよふをたてまつるきのとのひつ
しの日まちきみたちより下はなる
主典にいたるまて食たまはる
ひよ絹なとをたまふおのゝゝ差あり
ひのとのとりの日神祇官長上より下
はなる神部等にいたるまて食たまひ
ふとよひそのゝことにはつりにつかへまつる
まのくにみのゝ国の郡司より下はなる
百姓男女にいたるまてたまひよ絹等

とさうつわおの〳〵差あり
十二月はちのえいぬの朔はちのとの
みの日醫博士むさいさん德自珍呪禁
のはかせ木素丁武沙宅万首にしろ
かねをとらくわ人ことに二十両のを
うの日みことのりしてのたまはく右
きのおほいまうちきみに宅地四町ちよく
くわうにいたる上はふたまちいかの二町大参よ
りしもは一町ひとつかはる勤より下
つかさ位なきにいたるまではその戸口の
まゝにその上戸に一町中戸に半町下
戸には四分の一王等もこれ
になぞらへよ
六年春正月ひのとのうの朔のくむ
の日皇子高市に封ますこと二千戸へ
あはせ通ハ五千戸みつのとのとりの日寸
ちきみにきぬよて衣裳
さうつはちのくとらの日天皇新益

京の路(みち)をみそなはしてかへりたまふの日
公卿より下は初位(そゐ)より上はるに
いたるまて餐たまふ。きのとのみの日
天皇高宮(たかみや)よりいてましてきのえむまの日
天皇さのこやよりくへかへり給
二月ひのとのとりの朔ひのとのひつ
しの日諸官(つかさつかさ)にみことのりしてのた
まはくまさに三月三日をもて伊勢の
くにいてましなんよろしくこのこゝろ
をさとりて諸衣物(きぬもの)をそなふへしとお
んやうのはかせほうし法蔵(ほうさう)道基(どうき)よし
ろかねをたまふ人ことに二十両き
のとのうの日刑部省(うたへのつかさ)にみことのりし
たまふつみかろき(輕)とらひとをはなちゆ
るせこの日中納言ちきたいし三輪の
あそん高市麻呂ふみたてまつりてあ
へていさめまうして天皇の伊勢に
いてまさんとおもほすをなりはひの時

ときまうけのふ、とをいさめあらそふ
三月ひのえとらの朔つちのえさるの日
浄廣肆廣瀬王ちよくくわうさん当麻
真人智徳ちよくくわうし紀朝臣弓張
等をもて留守官となすこゝに中納言
三輪のあそん高市麻呂そのかうふりをぬき
てみかどにさゝげていさめて申
うさく農作のとき車駕ゆるきし
まうへうまをとかのとのひつじの日

天皇いさめにしたがひたまはずして
つひにいせにいでますみつのえむま
の日過ませる神郡および伊賀伊勢
志摩の国のみやつこ等に冠位をさづく
つわなしひよことしのみつきをゆるさ
ろまうし供奉のまつる騎士諸司の荷丁
よはつわみや行宮つくれるよろのこ
としのみつきをゆるさる大ぎ天
下にゆるまてさしめそひとし

ゆゑそ例はあらそきめくさうるの日ゑ
まそたまの国の百姓男女とし八十よ
足上るりのは稲とさゝへ足人とよ
五十束きゑのとわの日車駕宮まゐ
足ますておもわさまそことはそれもち郡縣
の吏民をまゝ涜とくて辨労ふ下も
のしめひてうるさひるさしめのふきめ
へむさの日みてゑ足してあふこみの
ちとわ三うはともとさうみ木の国よわ涜わう

まつるむさのゐひとの戸へをよひくるよ
くるの荷丁行宮涜くる丁の、とし
のえうきゆるさうみとのわしして天下
よ合して百姓のまつくせまれゑるの
よ稲を男よ三束女よ二束さうくわ
文四月ひのくさうるの朔ひのとのとわの
日大伴のそくゐ文国よ直大貳のくて
みとをおいてさまふなしひよまゐて
りのさうへわつのく神の日四歳円のお

はつきのついたちのひにはおほくとなゆるし
ゆのこともしの調役をやめさせたまふさ
のえとらの日みなひとをまうして廣
瀬の大忌神と龍田の風神をまつらし
むひのえさるの日淨位親王よわ下佐の
さ進廣肆よいたるまてわかきちの大
藏の鍬をたまへわおのく養あわのく
さうるの日みことのりしてのたまはく
およそ繫囚見一にみなゆるしあたつ

五月かのとのうしの朔のつちのえむまの日
阿胡の行宮におはしまする時に進
贄たてまつるきの国むろのこほりの人阿古志
海部河瀬麻呂ら兄弟三戸に十年の
みつきくさくのえたちをゆるさる
さ挾抄八人にことしのみつきをゆる
さるひのえのひつしの日さかみの国の司
赤烏の雛二隻をたてまつる御浦のこほ
りに獲とまうすひのえねの日よしの野

のちやよいてまそつのへうつの日車駕宮
よりかへりたまふみのとのみの日大夫に
まうしてものまうしとして名あ
る山岳瀆をまつりてあまひそきのく
さるの日文忌寸智德智德よちよくし
いいちのくりみを贈たまふかまひよ
賻物とうへあひのとのみの日淨廣肆難
波王等をまうして藤原の宮地をしつめまつ
しむみのとうの日こうつひをまうして幣を四

所伊勢大倭住吉紀伊の大神よまうして
つらせ新宮をもて告たまふ
閏五月きのとのひつしの朔ひのとの
とりの日大水こうつひをまうして郡
國をめくる行亨貸害あめてまる
らぬさとはかるもの山材池澤まそ
なとをきこうことうさしむみてとのみ
してきやうをよましむ四畿内よこんくゎ 経 金 光
うみやうきやうをとかしむ法ちのこ 明 経

いぬの日沙門観成に絶十五子之ゑう三十
毛めの五十編をうひて法くれ鉛
粉をはあ給ふひのとのとしの日伊
勢太神天皇にまうしまはく伊勢の
くにのこらしのうつきゆるしさくと
きみれとらの二神のはかはわ愉く赤
川縣三十五斤らんとしにわまをり
その代を祈へしきのとのとわの日法くし
の太宰のみ河内王ホにみことのりし

のるまをくよろしく沙門をし大隅と阿
多とにまをして佛教をほうふへし
まさ大唐よわをくわさてまつる大
伏くるくむろう近江大津宮にお毛
しし天皇のおはんさめる阿弥陀のみ
ろうちをほくれるも
六月きのくねの朔ろのくさるの日郡
国の長吏にみことのりしておほく
名ある山岳瀆に祷しむきのくいぬの

日太夫ことのゆるしをまゐらして四歳
円にいられてあまこひせさしむきのえ
さるの日直丁八人に官位をさらひて
その大内の陵つくりし時勤ておこる
らさわしをほめ給ふえつのとのこの日
天皇ふちたちの宮地をみそなはそ
秋七月きのえむさの朔きのとのひつし
の日大に天下にゆるし給ふし
十悪ぬすひとはゆるさす例にあらそさ

つくしの国司布勢朝臣色布智ら御浦
のこほりの少領名国姓とあやかしまてえたる
者広嶋臣櫲樟とはくるめをとらへさ
ますものさうひてみうしのこほりの三年
の調役ゆるさるその日まちきみ
たちよりこのはらわかそらのくらゐ
の日よしのの宮にいてます きのえ
さつの日ひをまつりて広瀬
と龍田とをまつるのとらの日車

駕宮にかへりましてこの夜熒惑と歳
星と一歩の内にあるいはひかりある
ときハ没つくあひちかつきあひさること
四遍
八月みつのとゐの朔きのとのうしの日
つみゆるすつちのとのうの日飛鳥の皇
女の田荘にいでましてその日みやにかへり
たまふ
九月みつのとみの朔かのとのうしの

日班田大夫等を四畿内につかはしてひ
のえむまの日神祇官よりまうしてかむ
たからのふみ四巻鑰九ケとおして一ケた
てまつるみつのとのうしの日伊勢のみ
こともち嘉禾一本たてまつる越前国司
白蛾をたてまつるつちのえむまの日み
ことのりしてのたまはく白蛾を角
鹿のこほりの浦上の濱にえたる故封を
笥飯神にましたまふこと二十戸前に

通して
冬十月ミつのえいぬの朔ミのえさるの日
山田のふ人ひと御形にむくさうしの畫
らかをとさうきをこ寸ふおに沙門となり
て新羅にまのなしつかミのとのミかの
日よし野の宮にいてませるのへミつの日
車駕宮にかへり給
十一月のみとうの朔ミのえいぬの日新
羅より飯倉朴億德金泳薩等をまうし

てみつきとてまつる新羅にまたさらん
を擬せし伎直廣肆息長眞人老務
大貳川内忌寸連等にこころまたふ
おのく羌あかつきのうしの日新羅の
朴信德に難波の餞にみあくさ寸禄の
アつか
十二月かのとのミかの朔きのえいぬの日音
博士ちよくしのけんさつにうくる續守言薩弘恪
水田をさまふ人に四町きのえさるの日

大夫等をまゐらして新羅のみつきを五つのやしろ伊勢すみよし紀伊大倭菟名足にまつらしむ

七年春正月かのとのうの朔みつのえたつの日浄廣壹をとりて皇子高市にさつけたまふ浄廣貳を皇長と皇子弓削に授たまふこの日みことのりし給ひて天下に令して百姓は黄色の衣奴は皂の衣を服よひのとのとりの日まち

きみたちに饗し給ふ八十より上の人にはそ下一絶二疋二毛布四端たまへりきのとのみのこの日正廣参のくらゐをもてくたらのこにきし善光に贈たまふならひにもふ物たまへりひのえむまの日京師の男女のとし八十より上またもろもろのまつしくせまりたる者にぬのときたまふおのおの差あり船瀬のほうし法鏡に水田三町たまへりこ

の日漢人等あられはしりをつかへまつる
二月みつのえさるの朔ひのえいぬの日新
羅より沙飡金江南韓奈麻金陽毛
等をまたしてまうきてこきしの喪
をつけまうすひのとのみの日造京
司衣縫王等にみことのりしてかくせる
尸をおさむつちのとのうしの日まうけ
る新羅人牟自毛礼等三十七人をもて憶
徳に付たまふ

三月かのえねの朔日蝕ありきのえたつ
の日大学博士上村主百済
に食封三十戸をたまひてもて
せのみちをほめたまふきのとのひ
つしの日よし野の宮にいでませるのく
ねの日直大弐葛原のあそん大嶋にた
ふわものさるへわみつのえさるの日
天皇よし野の宮よりかへりおはしまさ
のとのみの日新羅にまうき人を擬せ

し伏直廣椽おほなかのまろをおゆと
勅大貳おほとものまくら子君等と
よしひものなしひほろし弁通神ゐい
ねよきぬるぬのをとさすふおのく
羌あわまろ新羅王にちろわめさ
うつわひのくも下の日みことのをしたく
天下ちろして桒餧梨栗蕪菁ホの草
木を勧殖さしめて五穀とふれ
けよ

亥四月のくさろの朔ひのくねの日大史謁
者をまろして諸社に幣ろて祈雨
せしむ又ろつひをまろして廣瀬
の大忌の神とろつさの風のみとを下
法しむかのとのうの日みことのり
て内藏寮允大伴男人賊ぬすみのよ
法にせられて位を二しれくわ見
任官を解ろ典鑰置始多久と菟野
大伴とまろ賊ぬすみものに法にせられ

てくるの一しれくるわよみさしし淸の
さとゝる監物巨勢邑治ハ物をお
のみな入させしといつともころのよ
しるしてめるそしめさか故位二しれく
さか見任官ととのゝ志のゝゐ置始の
多久もいそしこのくさゝのとしの
うしの設ありあるしゆへよゆるし
さまふさし緘も律のまゝなめ
おさむ

五月ゝ淸ちのとのうしの朔よし野
のこやよいてまそきのとのひつしの日
天皇よし野のこやよかくか淸なる
のとのうの日さきつかなき大會を内裏
は設さきまふ
六月淸ちのとのひつしの朔みとの
まして高麗のほうし福嘉を俗よ
くつそこのくいぬの日ちよくくもうし
をもて引田のあそん廣目守君苅田

巨勢のあそんまろ葛原(くずはらの)朝臣巨广呂
巨勢のあそん多益須(さやそ)、たちひのまうと池(いけ)丹比(まひと)
守(もり)紀のあそんまろ七人にさつけたまふ
秋七月たちのえみの朔きのえむまの日
よしの宮にいでませたちのとのみの
日使者をまたして廣瀬の大忌神を
龍田の風神とをまつらしむみのとのう
しの日大夫謁者(まへつきみたちのつかひ)をまたして諸社にまう
でて請雨せしむこの日天皇よし

野よりかへりたまふ
八月つちのえむまの朔藤原宮地(みやところ)にいでま
ませきのえいぬの日吉野の宮にいでまし
たちのえとらの日車駕(おほみくるま)宮にかへりたまふ
九月ひのとのいの朔日蝕(ひはえ)ありみのとのう
の日多武嶺にいでませるのえさるの
日まつりみと宮にかへりたまふひのえさる
の日請御原天皇のおほんためにむしゃ(無遮)
なる大會(おほゑ)をおほうち(内裏)に設けたまふ

らされ人々ことくゆるしやうかうのく
その日直廣参のくらゐをとりて蚊屋(かや)
忌寸(いみき)木間(このま)に贈(おくる)こゝをわかすひにちゝ
りのきうひてこたのえさるのとしの
ゑくちのいさをしをほめらるゝ
冬十月ひのとの朔なちのくむすの
日みことのりして、いもしわたをしめて
親王(みこ)より下つかさ進位(しんゐ)にいたるまて
まうくる所のつはものをみそなはさ

人とのさまふ浄冠より直官(ちよくくわん)にいたる
ては人ことに甲(よろひ)一領太刀一口弓一張矢(ちや)
一具鞆(とも)一枚鞍馬(くらむま)勤冠(こんくわん)より進冠(しんくわん)にいたる
ては人ことにさち一口ゆみ一ちやう矢一よろ
ひ鞆一ひとつくのことくあつめまうけ
さしむつちのとのうの日はしめて仁王経(にんわうきやう)
を百国(くに)にときはしむ四日にしておさむる
十一月ひのえいぬの朔みつのとの日よ
し野の宮にいてましてかへりのくさつ

の日耽羅の王子佐平木よさくりのしる
ふおのく羌あかきのとのひつじの
日きつみこと宮よりつかへ給ふちのとのみ
日御門法員善往真義をまうして
うつらよあふみの国益須の君は
の醴泉とのましめのふ汚ちのくさら
の日直大肆をもて直廣肆ひききの
あそん少上呂よさつきまふよそ食
封五十戸さつけ

十二月ひのくうつの朔ひのえねの日陣法
博士をまうして諸国よたしくはかう
そそ
八年春正月きのとのとりの朔ひのへい
ぬの日正廣肆ちいさくいち
布勢朝臣御主人と大伴のきつね御行と
まさいけうまひ封ましのふこと人よ
二百戸へ前より通て五百戸なりひる氏上と
なりをかのとのうの日まちききみさちるよ

饗したまふことのとのみの日御薪たてま
つる。つりのくものの日百官人等に饗したまふ。か
のとのうしの日漢人踏歌つかうまつらん
とする。五位より上踏歌す。射をこそ
のくえの日六位より下つかうまつる。これ
を四日ましておもくす。このとうの
日またこし人踏歌つかうまつる。その
とみの日葛原宮にてましその日言
よのくに ひのとのひつしの日 桴廣

桴等のくみをとりてゆうこう人士
と隷の人二人をば校したまふことの
へさるの日吉野の宮においてまつる
三月きのへさるの朔日蝕あきのとの
とゐの日ちよくしたまふ大宅朝臣広
呂こんさいはうにれの忌寸八嶋黄書
のむし木実などをとりて鋳銭司に沢を
きのくむすの日みとのをしてつかはし
くわまて無位人をとりてたまはりし

さい進廣貮をかへて大領にさづけ進大
貮をかへてせうりやうに枚との
たまふ法ものとのいの日みことのりし
てのたまはく、こゝに七年らいの法そ
うつのとのみのとしをもて醴泉あ
ふみの国益須の郡都賀山に
わりやまひともやすきを得やとて
やまひいやさりのおほく放水四〃
町めの六十帰入てやきのこほりの

こと〳〵の調役くさ〳〵のえうちをゆる
しやめ国司以下ひとゝいゝ
まてくゝに二しれそくめしむその
ちしめて醴泉にきてしあかしも
の葛野羽衛百済の土羅ら女とひとり
にきぬ二匹ぬの十むら鍬十ぐちく
のくゝの日みそくちをやしろくに
さてまつるひのくものの日神祇官の
以下税部ほにいふまて一百六十四人

まきめ、め、うまふおめくしれあり
又四月きのへとらの朔たちのくもさの
日浄大伴のくろまとりてたくしの
みことものうみ河内王に贈させ
なつひに騁物さしくわのゑさうの日
よしのゝ宮にそてきそひのえとらの日
みつひをまつして廣瀬の大忌
の神と龍田の風の神とをまつらる
ひのとのいの日天皇よしのにみゆきあり

くわんのくもさの日律師道谷まて
うわ物おいてたまふ
五月うつのとのひつしの朔たちのく
わの日まちきみたちに内裏にしたさ
まふうつのとのうの日金光明経一百部
をもて諸国にもくわちたまふをまて
毎年の正月の上玄にあつまつてこれをよ
めその布施ハそのくにのおけやけものを
もてあてよ
當国官物

六月つちのとのうしの朔みつのえさるの
日くはちの國更荒のこほりより白山鶏
をたてまつる、このこほりの大み
やつこによやつこに位人に一しなをとら
くはひてなほひに物たまふ進廣弐
をさつけてえらむひと刑部のみやつこ
韓國にさつけまつるならひに物たまふ
秋七月つちのとのひつしの朔ひのえい
ぬの日巡察使をくにくにゝつかはしてゐ

とゐの日つかひをまたして廣瀬
の大忌神とたつたの風神とをまつ
らる
八月きのえねの朔ひちのくさうつの日
皇女飛鳥のために沙門一百四口度せ
しむ
九月みつのえむすの朔日蝕ありきのと
のとみの日よしのゝみやにいてましてみ
ひのとのうの日浄廣肆三野王をもて

はくしの大宰のかみに淳を
冬十月のかのとゐの朔のくむさかの日
進大伴のくろみとまうして白蝙蝠える
ろひとひさの国荒城のこほりの弟国
郡司日置にさかひてなまびにきぬ四
匹ぬの十むらさらにその戸の
課役を身をおはりてことごとくゆるし給ふ
十一月のかのとのみの朔ひのえさるの日殊
死より下つみをゆるし給ふ

十二月のかのえいぬの朔きのとのうの日藤
原宮にうつりおはしますつちのえ
むまの日百寮朝おがみすつちのとひ
つじの日親王より下つのこほりのつかさ
等にいたるまで絶綿布たまふことおの
おの差ありみつのとの日まちぎみ(公卿大夫)
たちにとよのあかりしたまふ
九年正月のかのえたつの朔きのえさるの
日浄広弐をもて皇子舎人にさづけ

たまふひのえいぬの日まちきみたち
に内裏に饗をたまふきのえむまの日御新
をたてまつるきのとのひつじの日百官
人等にろくたまふひのえさるの日射
を四日よりしておはる
閏二月つちのとのうの朔ひのえいぬ
の日よし野の宮にいでまさるかのと
のとの日車駕宮にかへる
三月つちのえさるの朔つちのとのとら
の日新羅よりの王子こんてあん補命
薩飡(さつさん)たくらくホとよひ韓奈麻(金良)
金周(法村)なやのこんちう世人ホをまゐし(漢金志仙)
て国政(まつりごと)をまうしまうけさて下
はかり物ささてまつるはちのとのひつじの
日よ野のさやるいてまして川のくいぬ
の日天皇よし野よりかへり給ふのくむ
の日楢廣貳文(あや)忌寸博勢(はかせ)進廣參下譯(しをとき)
語(のりへさ)諸田ほと多祢(こと)にまうして壐(ひろ)のみ系

きりとし

又四月はちのえいぬの朔ひのえいぬの日
みつかひをまたして廣瀬のおほいみの神
と龍田の風神ことをまつらしむさよ
日ちよくくにさ人のくにみことのりて蝦、
茂のあそん蝦夫にをいてさすひなもひ
まさみわ物さうつれ 木位勤大壹 直大肆をもて
あやのいみき赤麻呂にをちていてさす
ひなもひに贈(まう)物さうつれ 木位大山中

五月ひのとのひつしの朔ひのとのひつ
しの日隼人大隅に饗したまふひめ
とのうの日隼人のすまひとるを西の槻(つきのき)の
下にみそなはす
六月ひのとのうしの朔はちのとのうみ
日太史謁者(おほふみつかさ)をまうして京師ちかひ四
つのうちへくにの諸社にまうて請雨(あまこひ)
せさしむこのくとの日まちきみさ
ちのとし八十にあまりてとこよりひ痼疾(とこやまひ)

もろへなとまゐらさせたまふことおほく菟
あめきのえむまの日よし野のみやにいてます
きのとのゐの日よし野の宮より
かへる

秋七月ひのえむまの朔つちのえさるの日
使者をまたして廣瀬の大忌神と龍田
の風神とをまつらしめたまふひつしの日新
羅にまさんと擬せしところの直廣肆
小野朝臣毛野(けの)務大貳伊吉(ゆきの)連博徳等より

物たまふことおほく菟あめ
八月ひのえねの朔つちのとのゐの日よし
野にいてましきのとのみの日よし野よ
りかへりたまふ

九月きのとのみの朔つちのえさるの日
行獄従悩ゆるし給ふきのえいぬの日小野
のあそん毛野(けの)等新羅(しらき)に發向
十月きのとのゐの朔きのとのとりの日
菟田吉隠(よなばり)にいてます ひのえいぬの日

それたちよりかへり給
十二月戊のえいぬの朔つちのとゐの日
よし野のみやにいでます。ひのえいぬの日
よしのよりかへり給。浄大肆泊瀬王（はつせのおほきみ）に
賻物たまふ
十年春正月きのえさるの朔かのえいぬ
の日まちきみたちに饗たまふ。きのとのゐ
との日直大肆のくらゐをさずけて百済の
こにきし南典（なんてん）に授たまふ。つちのとの

の日御薪たてまつる。つちのとのひつじ
の日まちきみたち百寮人らに饗の
ふるまひ。とりの日まちきみたちより
さつき南の門にうこはくた
二月えつのとのとりの朔きのとのみの
日よし野の宮にいでます。きのとの
その日よし野よりかへり給
三月えのとのうの朔きのとのこの日
二槻（ふたつき）の宮にいでましてきのとうの日餞

度嶋のえみし伊奈理武志と粛慎の志
良守叡草とをよしきみのきぬあまたひと
かさねのきぬとをたてまつる
夏四月ひのえさるのついたちのみのひ
使者をまだして廣瀬の大忌神と
龍田の風の神とをまつらしむはちのえ
いぬの日追大貳のくらゐをもしていよ
国かさはやのこほりの物部薬と肥後国
かはしのこほりの壬生のもろいしとにさつくる
をさめひなかしひよひとりに絶四疋絲十
約めの二十端鍬二十口いね一千束水田四
町をたまひて戸のみつきゆるして久
しくもろこしのくにゝくるしみし
ことを慰さまふはちのとのみの日よ
のこらやはいてまます
五月ひのとのとりの朔きのえいぬの日
みことのりして大錦上はたのみやつこ
綱手に姓をたまひて忌寸とのたまふ

きのとのみの日よし野よりくわんかうすひ
のとのゐの日直廣肆のくらゐをもつて
尾張のすくね大隅にさつけたまひな
らひに水田四十町をたまふ。きのえと
らの日ちよくくらしのくらゐをもて
大狛のむらし百枝に贈たまひなひは
賻物さうくわ
六月のとのひつしの朔みつのえ
ねの日よし野の宮にいでます。ひのとのう

の日よしのよりくわんきよ
秋七月のとのうしの朔日蝕(ひはく)あり。こ
はのへとらの日つみ人をゆるさる。はち
のへさるの日使者(つかひ)をまたして廣瀬の
おほみの神とたつたの風神とをまつ
らる。このえいぬの日後皇子(のちのみこのみこと)高薨(こうせ)さす。
八月のえむまの朔きのえむまの日直
廣市のくらゐをもて多臣品治にさ
つけたまひならひに物たまひてもし

めされしかはひさしてまつりし切と
かく冥まゐる事をはかるさふ
九月のゐの孫の朔きのえとらの日直大
壹をりて若櫻部のあそん五百瀬に
をいてさまひなをによろこひのたう
ひてりてきしめよわすゝるひまつ
し切をあきらしぬふ
冬十月はちのとのみの朔きのとの
子の日右大臣丹比真人に靈杖をさ

うひてりておいてまつると哀きめのくと
らの日假に正廣参のくわみと右大臣に
ちこのまうとよしきうつわ盗人一百二十
人きゐかくまうし大納言阿倍のあそ
人御主人大ともの御行まいかす
ひに八十人直廣壹いちのうみのあそん
まち直廣貳ふちきのあそん不比等
まはなましひに五十人
十一月はちのとのいの朔はちのくさう

の日大官大寺のほうし弁通に食封
三十戸たまふ
十二月きのとのみの朔みつのとのゐ
て金光明経をよみとうしめ毎年十二
月晦日降行者一十人度せさしむ
十一年春正月きのとのみの日まち
きみたちにあへさせたまふきのとのさ
るの日天下の鰥寡孤独篤癃まつ
しくてみつからぬことあたはさるも

のにいねをたまふおのおの差あり
きのとのうしの日まちきみさ
ちはきくに饗たまふ
二月ひのとのうの朔きのえのとの日
直廣壹たいまのまうと国見をと
つてみこのみやのおほきつかさと
し直廣參みちのまうと跡見をと
めてみこのみやのたいふとなし直大
肆巨勢朝臣粟持をそへとせり

三月ひのとのゐの朔きのえたつの日
無遮大會を春宮に設たまふ
夏四月ひのえいぬの朔みつのとのゐ
の日かうふりさすハらくきひて浄位よ
直位よいたるまておのゝ差ありミつ
のえさるの日よしのゝミやにいてます
ちみつのとのうの日うつひをまさ
しめて廣瀬と龍田とをまつらしむ
この日よし野よりかへり給

五月ひのえさるの朔きのとのうの日
大夫謁者をつかはして諸社にまう
てゝ請雨せしむ
六月ひのえとらの朔ひのとのうの
日法ミ人をゆるさるゝのゐひつし
の日みことのりして経を京職の
諸寺によましむかのとのみの日五
位より上をまして京の寺をまう
ひきよめしむきのえさるの日幣を

神祇にあかちまうしぬみとみかうの
日まうきみたちのつかさつかさしめ
て天皇のおやまひのおほんために
とひちうひて佛像をつくりたてまつ
のとらのかうの日大夫謁者をつかはして
やしろくにまうでて請雨せしむ
秋七月きのとのひつじの朔のみとの
うしの日夜半に常鍜盗一百九人を
ゆるしぬよて布を人に四端さう

たまふ外国に稲を人に二十束
ひのえむまの日使者をつかはして
廣瀬と龍田とをまつらしむうつ
のとのゐの日まうきみたち百寮仙眼
を開まつる會を藥師寺に設く
八月きのとのうしの朔天皇みづか
らを禁中にさだめてひつぎのみよ
によさつけまゐる

策 皇太子 禪天皇位

日本帝國圖書之印
日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan